

2025
February

2

No.900

Saga Social Insurance Association

社会保険さが

- 日本年金機構
 - ・令和7年1月から「オンライン事業所年金情報サービス」はより多くの方が利用できるようになりました!
 - ・「ねんきんネット」で「公的年金等の源泉徴収票」の再交付手続きができます
- 全国健康保険協会 佐賀支部
 - ・健診の3つの「もったいない」をなくそう!
 - ・健康づくりサイクルの中で、特に「健診後の行動」が大切です。
- 佐賀県社会保険協会
 - ・社会保険事務講習会のご案内
 - ・育児・介護休業法 改正ポイントのご案内
 - ・年金相談窓口開設カレンダー等
 - ・県内年金事務所、協会けんぽ お問い合わせ電話番号等
 - ・令和6年度 社会保険協会費の納付のお願い



■和多屋別荘

会員事業所 information



カフェMade in ピエール・エルメ和多屋別荘



Yohaku Lab 創香室

⊕ 株式会社 和多屋別荘

WELL-BEING ～二万坪の小宇宙で過ごす特別な時間～

和多屋別荘は、1950年(昭和25年)に開業した嬉野温泉の老舗温泉旅館です。嬉野には1300年前より湧出する「温泉」、500年前より栽培されている「うれしの茶」、そして有田焼と同じ400年の歴史をもつ「肥前吉田焼」があります。この3つの歴史的伝統文化が息づく温泉郷に 2万坪の空間を有し、その豊かな土地の中央には嬉野川が流れています。この空間に、黒川紀章設計の「タワー館」や江戸時代の長崎街道を再現した「花鳥苑」、小露天風呂付の部屋を備えた「みやび館」、和室「温泉郷」、和風建築「水明荘」の5つの棟と「レストラン&スパ」で構成され、日々止まることなく進化しながら成長をしています。非日常の圧倒的な空間の中で、ご家族やご友人との楽しい思い出づくりや、大切な方との特別なひと時をお過ごしください。皆様のお越しをお待ちしております。

所在地：佐賀県嬉野市嬉野町下宿乙738 TEL：0954-42-0210



▲詳しい情報は
こちらから

一般財団法人 佐賀県社会保険協会

〒840-0816 佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル9階
TEL：0952-26-3171 FAX：0952-26-3377

URL：https://www.syahokyo-saga.or.jp/

佐賀県社会保険協会

検索



令和7年1月から「オンライン事業所年金情報サービス」は より多くの方が利用できるようになりました！

オンライン事業所年金情報サービスとは？

毎月の社会保険料額や被保険者データ等の各種情報・通知書をオンラインで受け取れるサービスです。

【受け取り可能な主な情報】

名称	内容
保険料納入告知額・ 領収済額通知書	社会保険料を口座振替で納付している事業主の方に、当月の口座振替額と前月の領収額をお知らせする通知書です。
社会保険料額情報	月末に納付する社会保険料の見込額をお知らせするものです。
被保険者データ	届書作成プログラムで届書を作成するための事業所と被保険者の情報です。 ※届書作成プログラムは日本年金機構がホームページ上で無料で提供している、届書を簡易に作成・申請できるソフトウェアです。
決定通知書	提出された届書に基づき日本年金機構で処理を行った結果を通知するものです。

オンライン事業所年金情報サービスを利用する主なメリット



連絡不要で、定期的に受け取りが可能

1度の申し込みで、定期的に必要な情報・通知書を受け取れます。これまでのように情報が必要になる度に、年金事務所へ連絡する必要はありません。



紙よりも早く受け取り・確認が可能

例えば、保険料額情報は、郵送よりも1週間程度早く受け取り・確認することができます。



いつでもどこでも確認が可能

24時間365日オンラインで確認できます。
また、担当者間での情報共有が容易になります。



簡単に電子申請が可能

被保険者データを届書作成プログラムに取り込むことで、簡単に届書データの作成・電子申請ができます。

令和7年1月から電子証明書をお持ちの方や社会保険労務士の方も利用可能に！

○事業主の方向け

これまではGビズIDをお持ちの方のみサービスの利用が可能でしたが、電子証明書をお持ちの方もサービスの利用が可能になりました。

○社会保険労務士の方向け

社会保険労務士の方も被保険者データの受け取りが可能になりました。委託関係の確認のため提出代行証明書を添付し、データが必要な都度申し込みを行ってください。

ご利用方法等の詳細な情報は
日本年金機構ホームページをご覧ください。



オンライン事業所年金情報サービス

検索

https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/online_jigyousho.html

- 電子申請・オンライン事業所年金情報サービスの利用に関するお問い合わせはお電話でもうけたまわります。
ねんきん加入者ダイヤル（日本年金機構「電子申請・電子媒体申請」照会窓口）
0570-007-123（ナビダイヤル）→「2番」をお選びください
※ 050で始まる電話などナビダイヤルをご利用いただけない電話でおかけになる場合は、03-6837-2913→「2番」をお選びください
〈受付時間〉月～金曜日：8：30～19：00 / 第2土曜日：9：30～16：00 ※第2土曜日以外の土・日・祝日、12/29～1/3はご利用いただけません。
- 管轄の年金事務所でもお問い合わせをうけたまわります。

「ねんきんネット」で 「公的年金等の源泉徴収票」の再交付 手続きができます

- ◇ 年金の受給に関する各種通知書の確認・ダウンロード
- ◇ 公的年金等の源泉徴収票の原本の再交付申請

電子版の確認や原本の再交付を申請できるもの

○年金振込通知書 ○公的年金等の源泉徴収票 ○年金額改定通知書 など

公的年金等の源泉徴収票

源泉徴収票を再交付できるのは老齢基礎年金・老齢厚生年金の受給者の方だけです。[障害・遺族]基礎年金または[障害・遺族]厚生年金の受給者の方は「源泉徴収票」を当初より交付していませんので、再交付もできません。

操作の流れ

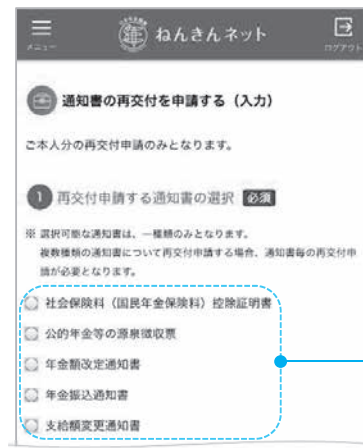
通知書の種類にかかわらず、以下の流れで作成できます。

「ねんきんネット」



⇒この画面について詳しく知りたい場合は
ご利用ガイド 3章 基本操作・各種設定
を参照してください。

「通知書の再交付を申請する（入力）」



登録方法や操作にお困りの場合は

■相談チャットで確認

「ねんきんネット」に関するよくあるお問い合わせに自動でお答えする「ねんきんネット相談チャット」が、24時間いつでも対応しています。
日本年金機構ホームページのトップ画面「相談チャット総合窓口」からアクセスしてください。

■ホームページで確認

ねんきんネット

検索

https://www.nenkin.go.jp/n_net/



スマホでアクセス

■お電話で確認（ねんきんネット専用番号）



0570-058-555

050から始まる電話でおかけになる場合は

03-6700-1144

受付時間

月曜日 午前8時30分から午後7時
火曜日から金曜日 午前8時30分から午後5時15分
第2土曜日 午前9時30分から午後4時

※土曜日、日曜日、祝日(第2土曜日を除く)、
12月29日から1月3日はご利用いただけません。

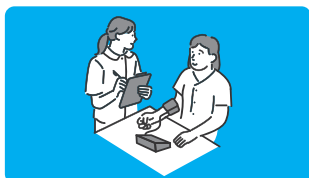
社会保険料(国民年金保険料)は納付期限内に納付しましょう。

令和7年2月分 保険料の納付期限は **令和7年3月31日(月)** です。



健診から始まるサイクルで、3つの「もったいない」をやっていませんか？

「健診受けない」もったいない



01 健診を毎年受けていますか？

協会けんぽ加入者は健診をお得に受けられるのに、受けないのはもったいない。

健診を受けて健康状態を確認

「受けっぱなし健診」もったいない



02 健診を受けっぱなしにしていますか？

せっかく健診を受けても、改善につなげなければもったいない。

健診結果に応じて行動することで健康状態を改善

「健康づくりを継続しない」もったいない

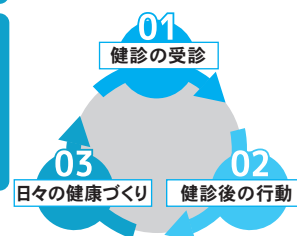


03 日々の健康づくりに取り組んでいますか？

良好な健康状態になっても、それを継続しないのはもったいない。

食事や運動に気をつけて、良好な健康状態を維持

健康づくりサイクル



健康づくりサイクルについての特設サイトはこちら▶



全国健康保険協会 佐賀支部
協会けんぽ

〒840-8560
佐賀市駅南本町6-4佐賀中央第一生命ビル
TEL 0952-27-0611(代表)

健康づくりサイクルの中で、特に「健診後の行動」が大切です。



年に1回の健診

生活習慣の改善が必要と判断されたら...

医療機関への受診が必要と判断されたら...



特定保健指導



医療機関への受診

特定保健指導

あなたの健康づくりをサポートします



！ 健康づくりの**プロ**がサポート

「メタボリックシンドローム」のリスクのある方を対象にした健康サポートです。健康に関するセルフケアができるように、保健師または管理栄養士がサポートします。

特定保健指導の対象者

健診を受けた40歳以上の方のうち...

腹囲	男性	85cm以上
	女性	90cm以上

または

BMI	25以上
-----	------



さらに以下の追加リスクが1つでもあれば、

特定保健指導対象者に該当

血圧	血糖	脂質	喫煙
----	----	----	----

※喫煙については、血圧、血糖、脂質のリスクが1つ以上の場合にのみ追加。

特定保健指導の費用

被保険者

無料

被扶養者

協会けんぽが補助する額を超えた分が自己負担となります。

動機付け支援の場合

上限 **8,470円**を補助!

積極的支援の場合

上限 **25,120円**を補助!

医療機関への受診

自覚症状がなくても受診しましょう



！ 自覚症状がないのに
医療機関への受診は必要？

生活習慣病は自覚症状がないまま徐々に進行するため、治療せずに放置すると、動脈硬化などが急速に進み、心疾患等が発症する危険度が高くなります。健診を受診した結果、医療機関への受診が必要と判定された場合は、早期に受診することをお勧めいたします。



メルマガのご登録はこちらから!
役立つ情報が満載です!





令和6年度 社会保険事務講習会のご案内

『60歳からの年金・雇用保険・健康保険』

これから年金を受給される従業員の方を対象に、働きながらの年金受給や年金と雇用保険の調整、および失業保険や退職後の健康保険の選択について学びます。【講師は変更となる場合があります】

『入社・退職時の手続き』

入社時、退職時の社会保険・雇用保険の主な手続きや記入の仕方について学びます

【講師は変更となる場合があります】

令和7年	会 場	講 師	令和7年	会 場	講 師
1月19日(日)	鳥栖 サンメッセ鳥栖	横田 弘美 特定社会保険労務士	2月13日(木)	鹿島 鹿島市生涯学習センターエイブル	中村 好江 特定社会保険労務士
1月26日(日)	唐津 高齢者ふれあい会館 りふれ	城 志保 社会保険労務士	2月17日(月)	唐津 高齢者ふれあい会館 りふれ	吉村多恵子 特定社会保険労務士
2月 2日(日)	佐賀 アバンセ	横田 弘美 特定社会保険労務士	2月18日(火)	佐賀 アバンセ	島崎 恵理 社会保険労務士
2月16日(日)	鹿島 鹿島市生涯学習センター エイブル	中村 好江 特定社会保険労務士	2月20日(木)	鳥栖 ハッシュタグ TOSU	大木 傑 社会保険労務士

対 象 者

事業所にお勤めの従業員の方
※ 特に50代以上の方にお勧めします!

テキスト

60歳からの年金・
雇用保険・健康保険



対 象 者

社会保険事務担当者の方

テキスト

令和6年度版
社会保険の事務手続



● 実施時間 各会場共通 13:20受付 ▶ 13:40開始 ▶ 16:00終了予定

募集定員 佐賀…50名 鳥栖・唐津・鹿島…30名

参 加 費 会員事業所は無料

(但し、非会員事業所及び令和6年度会費未納事業所は3,000円のご負担をお願いします。)

申込方法 ホームページよりお申込み下さい。

佐賀県社会保険協会

検索

お申し込み後、登録されたメールアドレスに受講通知(申込完了)のメールが届きますので、講習会当日、メールの画面を印刷してご持参ください。

なお、定員が上限に達している場合や今年度の会費の入金を確認できない場合は、当協会よりご連絡いたします。

また、メールが届かない場合は、お手数ですが当協会までご連絡をお願いします。



お申込み
お問合せ

一般財団法人 佐賀県社会保険協会

〒840-0816 佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル9階

TEL.0952-26-3171 FAX.0952-26-3377

事務講習会のお申し込み方法は
ホームページからのみとなりますので
ご注意ください。



育児・介護休業法 改正ポイントのご案内

男女とも仕事と育児・介護を両立できるように、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充や、介護離職防止のための雇用環境整備、個別周知・意向確認の義務化などの改正を行いました。

●施行日／令和7年4月1日

子の看護休暇が見直されます！		所定外労働の制限（残業免除）の対象拡大！	
改正前 【名称】「子の看護休暇」 【対象となる子の範囲】 小学校就学の始期に達するまで 【取得事由】 ・病気、けが ・予防接種、健康診断 【労使協定の締結により除外できる労働者】 ①週の所定労働日数が2日以下 ②引き続き雇用された期間が6か月未満	改正後 【名称】「子の看護等休暇」 【対象となる子の範囲】 小学校3年生修了までに 拡大 【取得事由】 ・感染症に伴う学級閉鎖等 ・入園(入学)式、卒園式を 追加 【労使協定の締結により除外できる労働者】 ①週の所定労働日数が2日以下 ② 撤廃	改正前 3歳に満たない子 を養育する労働者は、請求すれば所定外労働の制限(残業免除)を受けることが可能。	改正後 小学校就学前の子 を養育する労働者が請求可能に。
育児のためのテレワークの導入が努力義務化！ 3歳に満たない子 を養育する労働者が テレワーク を選択できるように措置を講ずることが、事業主に 努力義務化 されました。	育児休業取得状況の公表義務が300人超の企業に拡大！ 従業員 300人超 の企業に、男性労働者の 育児休業等の取得の状況を公表 することが義務付けられます。 ※現行では、従業員数1,000人超の企業に公表が義務付けられています。	介護離職防止のための個別の周知・意向確認、雇用環境整備等の措置が事業主の義務に！ (1) 介護に直面した旨の申出をした労働者に対する制度の内容、申出先、介護休業給付金等の 個別の周知・意向確認の措置 (2) 介護に直面する前の早い段階（40歳等）での両立支援制度等に関する 情報提供 (3) 仕事と介護の両立支援制度を利用しやすい 雇用環境の整備 （研修の実施、相談窓口の設置等） (4) 要介護状態の対象家族を介護する労働者がテレワークを選択できるよう事業主に 努力義務 (5) 介護休暇について、引き続き雇用された期間が6か月未満の労働者を労使協定に基づき除外する仕組みを廃止	

●施行日／令和7年10月1日

柔軟な働き方を実現するための措置等が事業主の義務に！	仕事と育児の両立に関する個別の意向聴取・配慮が事業主の義務に！
(1) 3歳以上、小学校就学前の子を養育する労働者に関する 柔軟な働き方を実現するための措置 (①始業時刻等の変更②テレワーク③保育施設の設置運営等④養育両立支援休暇⑤短時間勤務から2つ以上措置) (2) 事業主が選択した措置について、労働者に対する 個別の周知・意向確認の措置	妊娠・出産等の申出時と子が3歳になる前に、 労働者の仕事と育児の両立に関する個別の意向聴取・配慮 が事業主に義務付け

<お問合せ>



佐賀労働局雇用環境・均等室

☎0952(32)7218

詳しくはこちら→



令和7年3月 年金相談窓口開設カレンダー						
日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3 伊万里市役所 年金事務所 延長相談19時まで	4 鹿島市役所 (予約)	5 多久市役所 (予約)	6	7 伊万里市役所 (予約)	8 年金事務所 休日相談日 (予約)
9	10 年金事務所 延長相談19時まで	11 基山町役場 (予約)	12 有田町役場 (予約)	13	14 伊万里市役所 (予約)	15
16	17 年金事務所 延長相談19時まで	18 鹿島市役所 (予約)	19 多久市役所 (予約)	20	21 伊万里市役所 (予約)	22
23/30	24/31 年金事務所 延長相談19時まで	25 基山町役場 (予約)	26	27	28 伊万里市役所 (予約)	29

年金事務所受付時間：平日(月曜～金曜)の8:30～17:15まで

年金相談の 時間延長	週初めの開所日 17:15～19:00	年金事務所 休日相談日	県内年金事務所の休日相談日 受付時間 9:30～16:00
---------------	------------------------	----------------	----------------------------------

第2土曜日の休日相談については予約制です。

出張相談【予約制】		
出張相談所	開設日・相談時間	予約申込先
多久市役所	第1・3水曜日 10:00～16:00	佐賀年金事務所 0952-31-4191
基山町役場	第2・4火曜日 10:00～16:00	
伊万里市役所	第1月曜日・毎週金曜日 9:30～15:30	唐津年金事務所 0955-72-5161
鹿島市役所	第1・3火曜日 10:00～16:00	武雄年金事務所 0954-23-0121
有田町役場	第2水曜日 10:00～15:00	

※いずれの日も12:00～13:00の時間帯は除きます。
※年金事務所では予約による年金相談を付けておりますので、希望される日の前日までにお申込みください。

予約申込先
「予約受付専用電話」
☎0570-05-4890(ナビダイヤル)
050で始まる電話でおかけになる場合は
☎03-6631-7521(一般電話)
受付時間：月～金曜日(平日) 8:30～17:15まで
※土・日・祝日、12月29日～1月3日はご利用いただけません。
予約相談希望日の1か月前から前日まで受付しています。
ご連絡の際は、基礎年金番号か個人番号(マイナンバー)の分かるものを
ご準備ください。

お問い合わせ先

県内の 年金事務所

佐賀年金事務所
TEL 0952-31-4191

唐津年金事務所
TEL 0955-72-5161

武雄年金事務所
TEL 0954-23-0121

自動音声案内に従って
番号を押してください

1	年金の請求やお受け取りに関するご相談	1 一般的な年金相談	「ねんきんダイヤル」へおつながします
		2 提出いただいた年金受給に関する各種請求書・届書の処理状況のご確認	「お客様相談室」へおつながします
	2 国民年金の加入、保険料納付、免除手続きなどのご相談	1 国民年金の加入、保険料に関する一般的なご相談	「ねんきん加入者ダイヤル」へおつながします
		2 年金事務所職員にご用の方	「国民年金課」へおつながします
3	健康保険・厚生年金保険の資格や報酬、事業所の新規加入手続きなどのご相談	1 健康保険・厚生年金保険の加入や届書に関する一般的なご相談	「ねんきん加入者ダイヤル」へおつながします
		2 年金事務所職員にご用の方	「厚生年金適用調査課」へおつながします
4	健康保険・厚生年金保険料のご相談		「厚生年金徴収課」へおつながします
5	その他のご用件とき	0	もう一度メッセージをお聞きになるとき

ダイヤル回線の方や、操作方法またはお問い合わせ先がご不明なときは、番号を押さず、そのままお待ちください。

協会けんぽ佐賀支部 0952-27-0611(代表) 8:30～17:15 ※土日祝と年末年始を除く

代表番号にお電話いただいた後、お客様のご用件に応じて番号を押すと、担当グループに繋がります。

0	マイナ保険証や資格情報のお知らせ、資格確認書についてのご相談	3	交通事故・レセプト・返納金についてのご相談
1	健康保険制度や申請についてのご相談	4	その他のご相談
2	健康診断・保健指導についてのご相談	9	もう一度案内をお聞きになる場合

令和6年度 社会保険協会費の納付のお願い

8月号に同封した社会保険協会費の「払込票」の支払い期限は、**令和7年2月28日**です。
お支払い忘れのないよう、ご確認の程、宜しくお願いいたします。

作成日 2024年7月23日

利用年月	2024年4月
請求金額	***円
(内消費税)	
支払期限	2025年2月28日
請求年月	2024年8月
請求番号	2024080000*****